

## 第35回人間らしく働くための九州セミナーin大分現地実行委員会からのご挨拶

大分現地実行委員会実行委員長 酒井 誠

人間らしく働くための九州セミナーin大分にご参加いただきありがとうございます。九州沖縄各県から遠路はるばる大分までお越しいただき、心より歓迎いたします。

昨年、大牟田大会で後藤実行委員長より、九州セミナーのバトンを引き継いで1年、背筋が伸びる思いではありましたが、この日が来るのを楽しみにしておりました。

私は現在、大分健生病院の回復期リハビリテーション病棟での病棟医業務を主としてはたらいています。脳卒中や整形外科の骨折後、肺炎後などで以前より体力が落ち廃用状態となったり、大きな障害を残しながら少しずつ回復していく患者さんをセラピストや看護師、介護士とともに診療しています。思いもよらない突然の病気を発症して憔悴されている方、何度も繰り返す誤嚥性肺炎や転倒、骨折。これからのことで期待のみならず大きな不安を抱える患者さんやご家族に私たちは毎日直面します。

病気からの回復、リハビリは現場で働く職員にとって本当にやりがいのある仕事ですが、とても気を使う毎日でもあります。患者さんから苛立ちや悲しみの思いの丈をぶつけられる職員もいます。今回の九州セミナーについて理解を深めるなかで、分科会テーマのひとつに「感情労働と健康」がありますが、自分自身の感情を抑えながら仕事をする、まさにこのことだと腑に落ち、私たちも一人の労働者なのだと改めて実感しました。

それだけではありません。患者さんのご家族をみていると、仕事とケアの両立に困っている方がいます。退院した後の経済的な理由もあり、息子さんや娘さんが一人で介護を続けるのではないかと、誰か支援者がいるのだろうか。また、発達障害の方がいて、その方の支援をしながら患者さんの介護は難しいのではないかと。医療や介護、福祉、誰かを大切にケアは、連鎖するとやりがいのある仕事ですが、一人で抱えこむと孤立や暴力の危険を伴うことにもつながります。私たち自身の、社会を視る「眼と構え」が試される場面です。

大分で現地実行委員会を結成して以来、私たちはこれまで3回の現地学習会を行いました。第1回目は今年6月に大分の労災職業病の歴史について、労働組合、医療機関、法律の三つの角度からミニシンポジウムの形で振り返りました。第2回目は大分大学の志賀信夫さんから貧困問題について講演していただきました。第3回目は同じく大分大学の小山敬晴さんから「食と職の権利を見直そう-労働の自由の確立を目指して」をテーマに講演していただきました。

この学習会を通して私自身が得たものとして、まず「私たちの医療機関(大分健生病院)は、働くひとびとのための、自分たちの医療機関としてうまれたのだ」とあらためて思い起こすことができたこと。そして労働者の味方である労働組合には、一労働者として働く私たちを見守ってくださる方々がいらっしゃること。また、法律家の立場から私たち労働者を守ってくださる弁護士

さんがいらっしゃる。大学には、社会科学を研究しておられる先生方がいらっしゃる。うれしいことに大分にはたくさんの研究者が活躍していることがわかりました。何度も開いた懇親会では、いろんな方々と膝をぶつけながら語り合うことができました。私たち労働者が誇りをもって働けるように、社会がもっと人に優しいものになるように、みんな同じ志をもっていました。

特に、今回記念講演をしてくださる大分大学の石井まことさんは、社会科学や社会運動について熱く語ってくださり、社会科学をこれからの社会を成長させていく大切な学問として考えておられました。石井さんのお話は本当にわかりやすいのです。

以前、「九州セミナー」は民医連の実践、応用科学だと代表世話人会議長の田村先生に申し上げたことがあります。労災職業病をはじめとして生活習慣病まで様々な疾患を、医学的側面だけでなく、労働者や家族の視点、社会的な視点からとらえ直すよいチャンスだと思います。

人間らしく働くための九州セミナー in 大分に参加されるみなさんが、同じ志をもつた皆さんの仲間と再会でき、また、新たな仲間ができますように願ってやみません。そして学びを持ち帰り、明日から役立てて頂ければ幸いです。願わくば、皆さんの職場、労働組合、医療機関などで働くことがもっと楽しいものになりますように。



## はたらく私たちの健康権を創造しよう

### 一戦後 80 年をふり返り、自己責任論をのりこえよう

人間らしく働くための九州セミナー

代表世話人会 議長 田村昭彦

(九州社会医学研究所)

第 35 回「人間らしく働くための九州セミナー」にたくさんの仲間の皆さんが参加して頂いています。九州セミナー代表世話人会としてお礼申し上げます。今回は 35 年目の記念大会として開催いたします。

今年初めから準備していただいた酒井誠委員長をはじめ大分現地実行委員会の皆さんの奮闘に感謝の拍手を送りたいと思います。

九州セミナーは毎年 500 人以上の仲間が集い、働くひとびとの健康課題をともに学びあい、活動を交流し、新たな出発点として開催してきました。

## 1.九州セミナーの開始

1990 年 6 月、働く人びとのいのちと健康を守る学習と交流の場として九州セミナーは「人間らしく働くために 労災職業病九州セミナー」としてスタートしました。当初から「人間らしく働く」ことを基本的スローガンとしたことは九州セミナーを労災職業病被災者救済の交流にとどまらず、その根底にある働き方・働かされ方を問うものとした強い思いがありました。ILO が「ディーセント・ワーク DECENT WORK（働きがいのある人間らしい仕事）」を提唱する 10 年前のことです。2010 年の第 21 回北九州大会から、セミナーの名称を「人間らしく働くための九州セミナー」に発展的に変更し、セミナー運動を発展させてきました。

九州セミナー開始当時、九州は炭坑や鉱山、出稼ぎ労働者などにおけるじん肺・振動病、林業作業者の振動病、染料のベンジジンによる膀胱癌やコークス労働者に発生した肺ガン、アスベスト作業者の肺ガン・悪性中皮腫などの職業癌、興人八代工場での CS 2 中毒、炭坑における CO 中毒、頸肩腕障害・腰痛などの疲労性疾患、そして過労死と職業病のデパートとも呼ばれていました。さらに水俣病をはじめ、カネミ油症など公害病も多発していました。

それぞれに被害の実態を訴え、補償を求める様々な運動が行われてきましたが、これらの有機的連携や系統的取り組みは不十分でした。民医連をはじめとする医療機関においても働く人びとの健康問題は各県連・法人の労災職業病に関する先駆的取り組みにもかかわらず急激な院所の規模拡大の中で取り組みが弱まってきていました。

世界的にはソ連の崩壊と東西冷戦の終結。さらにアメリカ主導によるグローバル経済、市場原理主義・新自由主義が世界中を覆ってきました。国内的には労働戦線の再編の時期とも重なり、「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし」を掲げて日本の働くもののいのちと健康を牽引してきた「日本労働者安全センター」が解散しました。

こうした中、1989 年には「24 時間闘エマスカ」という栄養ドリンクのコマーシャルが流行語大賞となったように長時間・過密労働が蔓延し、その結果、在職中の脳心臓疾患や精神疾患による過労死が『Karoshi』として外国の雑誌にとりあげられました。1987 年には「全国一斉過労死 110 番」が開始されています。農村労組や全日自労（ともに現、建交労）が九州各地とりわけ農山漁村部からの出稼ぎ労

働者に多発したじん肺や振動病、難聴などの労災職業病の患者の組織化を強化したのもこの時期でした。九州・沖縄民医連の共同出資で九州社会医学研究所も設立されました。「なくせじん肺全国キャラバン」がスタートしたのも九州セミナー開始と同じ年です。

これまでの運動を継承し今日的な新たな活動を開始しようと、多くの関係団体との協議を経て、89年10月、労働者の健康問題に関する労働者・労働組合、医療従事者、法曹関係者、患者組織、学者・研究者の全九州規模の交流を推進する組織として労災職業病九州セミナー実行委員会が結成されました。

1990年6月に第1回セミナーを福岡市志賀島で開催しました。予想を大きく上回る210名が参加し、期待の大きさを痛感致しました。その後年1回、一泊二日のセミナーを各県各地の持ちまわりで開催してきました。第3回の北九州では1400名を越えるなど毎回のセミナーには開催現地を中心に数多くの参加者がありました。

その後、今回の35回記念大会まで九州各県の持ち回り開催を継続し、働く人びとの健康を守る取り組みの発展強化に努めてきました。九州セミナーは35年間の活動の中で貴重な教訓を蓄積し、共有化してきました。

## 2.その後の情勢の変化

### 1) 格差と貧困化の進行

この間、働く人びとの健康をめぐる情勢は激変しました。バブル経済とその破たんそして「失われた30年」といわれる経済不況のもと労働者の実質賃金は下がり続けてピーク時の1996年と比較して年収で平均74万円も減少しています。1990年代から続く新自由主義的・市場経済第一主義による「貧困と格差社会」が一層拡大しています。1995年には日経連が「新時代の日本的経営」を出し、多くの非正規雇用労働者が作り出されてきました。1999年には労働者派遣法が改悪され、雇用崩壊が一層進行することとなりました。2000年代に入り、規制緩和・構造改革路線により、ジニ係数の増大など貧富の格差が拡大し働くひとびとの生活と健康は一層悪化させられてきました。「ワーキング・プア」とよばれる生活保護基準以下の賃金で働かざるを得ない労働者が急増しています。

### 2) 非正規労働者、雇用によらない労働者の増加

パートやアルバイトなどの非正規労働者が増え続け、雇用者全体に占める割合は2024年には36.8%であり、九州セミナー開始直前の1989年の19.1%と比較して激増しています。またコロナ禍の2020年2021年には非正規労働者が雇用の「安全弁」となっている実態が明らかとなりました。

とりわけ若者の雇用破壊・生活破壊・健康破壊は極めて深刻です。多くの若者が非正規雇用となりおり低賃金を強いられています。

### 3) 健康格差の拡大

貧富の格差が拡大し「経済格差」が「健康格差」を作り出すとする「健康の不平等・差別」化も社会保障制度の改悪とあいまって進行しました。運動習慣や習慣的喫煙の割合などの生活習慣の差に所得格差が関係していることが指摘され「生活習慣病」が個人の責任でないことは明らかとなっています

さらに急速に進行する高齢化と社会保障制度の相次ぐ改悪の中で、貧困と社会的孤立が拡大し深刻な生活困難を抱える高齢者や障がい者が増えています。孤独死や餓死事例も後を絶ちません。

### 4) 長時間労働、ストレスによる過労死やメンタル不全の増加

労働基準法、労働安全衛生法など労働者の保護制度を一切無視して、労働者に長時間・無償労働を強要し職場をパワハラによる力の支配を行っている「ブラック企業」も大きな社会問題となりました。ブラック企業は特定の業種に限定しているわけではなく、日本全体が「ブラック化」しているといっても過言ではありません。パワハラやいじめによるメンタル不調を発症することや、長時間労働により、過労死、過労疾患に罹患するなど多くの課題があります。

国は「働き方改革」として、残業時間を「月 100 時間未満、平均では 80 時間以下」といった過労死認定基準ギリギリまで認める労働基準法・労働安全衛生法等の改定を行い 2019 年から施行されています。5 年間の猶予があった建設業、ドライバー、医師にも 2024 年から適応されました。一方国は労働基準法の規制を受けない「個人請負・委託、フリーランス」といった個人事業主化をすすめ、テレワークの拡大、社員の兼業・副業などの「柔軟な働き方」を推進するとしています。さらに、厚労省の「労働基準関係法制研究会」が 2025 年 1 月発表した報告書で労使の集团的合意を条件として裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の対象範囲の拡大といった労働時間規制の解除を推し進めようとしています。2025 年 10 月 21 日に内閣総理大臣に就任した高市早苗首相は、労働時間の規制緩和検討するよう厚労大臣に指示したと報道されています。自民党総裁就任時に宣言した「ワークライフバランスを捨てます」を国民・労働者に強要するものとなっており断じて容認できません。

2023 年 9 月 1 日厚労省は 12 年ぶりに「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改訂しました。心理的負荷の強度が「中」の複数の出来事がある場合や、業務外ですでに発病していた精神障害の悪化も労災認定される範囲の拡大など一定の前進面がありました。2024 年度に精神障害として労災認定された労働者は前年の 1,055 件と過去最高となりました。業種では「医療、福祉」270 件、「製造業」161 件、「卸売業、小売業」120 件の順に多くなっています。とりわけ「社会福祉・介護事業」が 152 件を占めています。脳・心臓疾患の 2024 年度の労災認定は 241 件で前年度比 25 件の増加となっています。業種では「運輸業、郵便業」88 件、「宿泊業、飲食サービス業」28 件、「製造業」24 件の順に多くなっています。脳心臓疾患の労災認定基準も 2021 年 9 月改訂されましたが、労災認定者数の増加は多くなく、潜在化させられている被災者の救済活動の強化が重要となっています。

## 5) 深刻なアスベスト被害

2005 年 6 月に「クボタショック」を契機にアスベストによる健康被害が深刻で広範なものとなっている事が明らかになってきました。工場型アスベスト被害の国の責任を認めさせた泉南アスベスト訴訟に続き、アスベスト被害の半数を占める建設労働者・一人親方による建設アスベスト訴訟は 2021 年 5 月、最高裁判決において国敗訴の判決が出され、2022 年 1 月より「建設アスベスト給付金制度」が開始されています。この制度を勝ち取ったことは政策形成型訴訟の大きな成果といえます。2025 年 9 月末までに（中皮腫 4,428 人、肺がん 3,288 人、びまん性胸膜肥厚 357 人、石綿肺 515 人、良性石綿胸水 131 人）合計 8,719 人が認定されています。しかし広範な建設アスベスト被害からすれば、未だ部分的なものと言えます。とりわけ石綿肺の認定者数が少ないのが課題となっています。

今後本格化する建造物の解体作業や老朽化した建築物におけるアスベスト被害予防対策が重要となってきます。建設労働者のみならず地域住民のアスベスト被害防止も重要な課題です。

## 6) 重大災害やコロナ禍

さらに「100 年に一度」と言われる重大事態が集中的におこり、その中で働く人びとの健康権をまもる闘いの重要性が明確になってきました。1995 年の阪神淡路大震災、2011 年の東日本大震災、2016 年熊本地震、2024 年能登地震と相次ぐ大規模地震、そして豪雨災害などの自然災害は多くの人命と生活を奪いました。アスベストをはじめとする有害物質による健康被害も今後発生し続けると考えられます。

また最大の人災と言える東電福島第一原発事故による労働者・住民の放射線被ばくと余儀なくされた長期に及ぶ避難生活は健康と生活を蝕んでいます。2015 年には電離放射線による白血病が初の労災認定され、以降 15 件が労災認定されています。

2020 年からのコロナ禍も「100 年に一度」と呼ばれるパンデミックでした。日本では 14 万人以上が亡くなっています。4 年近くに及ぶパンデミックにより多くの働く仲間は深刻な影響を受けてきました。コロナ禍で働き方・雇用関係や社会保障を中心に働く人びとの権利や健康に関する様々な問題点が噴出しています。全世界的にも経済生産性を第一に進めてきた新自由主義的経済政策のひずみが顕著に表れ、

新型コロナウイルス感染と被害に格差社会が大きく影響しました。人と人との繋がりが希薄化し職場ではとりわけ新人職員やメンタルヘルス不調など病気を持った労働者にそのしわ寄せが大きく及びました。また「繋がらない権利」が保障されていない日本では、テレワークにより仕事と家庭生活の区別が付かず、長時間労働となってしまうたり、ハラスメントの温床となったりしました。「エッセンシャルワーカー」として注目を集めた医療・介護、福祉現場ではメンタルヘルス対策、夜勤・交代勤務や腰痛や頸肩腕障害などの筋骨格系障害予防対策も不十分なまま新型コロナ対策にあたらざるを得ませんでした。公務職場でも度重なる定数削減により例えば保健所職員は月の残業時間が過労死ラインといわれる80時間を大きく超える300時間以上働かざるを得なくなりました。また公務員の非正規化はパンデミック対応を一層困難にしました。

## 7) ジェンダー平等

「男性稼ぎ主モデル」の日本型雇用は、男性に長時間労働を、女性には不安定雇用やケア労働を押しつけてきました。2025年のジェンダーギャップ指数のランキングで、日本は148カ国中118位と低く、またイギリスの経済誌「エコノミスト」は「国際女性デー」に合わせてOECD＝経済協力開発機構の加盟国の「女性の働きやすさ」ランキングでは29カ国中27位（2024年）となっており「いまだに女性が家族かキャリアのどちらかを選ばなければならない韓国と日本が下位を占めた」と指摘しています。ジェンダー平等を推進していく事が重要です。

2020年からのコロナ禍においてエッセンシャルワーカーや経済的困難となっている非正規労働者は女性労働者が多く、さらに家事労働や家族の健康管理も多くは女性が担っている中で、DV被害の増大や女性の自殺率の上昇などジェンダー不平等を顕在化させました。

## 8) 平和と働く人びとの健康

働く人びとのいのちと生活を奪う最大の原因は戦争です。2022年2月、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、ロシアは核兵器の使用の威嚇や原子力発電所への攻撃などを行ってきました。私たちは国連憲章違反のこの暴挙を断じて許すことが出来ません。さらに2023年10月にはイスラエル・パレスチナでの戦闘行為が勃発し、パレスチナのガザでは毎日の戦闘行為で子どもをはじめ多くの人命が奪われています。中東での戦火はレバノンをはじめ広範な地域に及んでいます。

これらの情勢を背景にアメリカ・トランプ政権による世界規模の大軍拡が進行しています。戦争は「健康」と「幸福」の最大の破壊者です。第一次世界大戦の悲劇を教訓に設立されたILOは、1919年に制定した憲章で「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」とうたっています。まさに平和的生存権を実現する闘いが重要であることを示しています。WHOもオタワ宣言の中で「健康」の前提条件の第一番目に「平和」を掲げています。

## 9) 働く人びとの健康を守る貴重な成果を上げてきた

一方この間働く人びとのいのちと健康を守る活動は着実な成果をあげてきました。国の責任を認めさせた石炭じん肺訴訟や建設アスベスト訴訟、企業責任を認めさせ隧道工事の作業環境管理を抜本的に改善させたトンネルじん肺訴訟、過労死家族の悲痛な思いを基に2014年制定された過労死等防止対策推進法など枚挙にいとまがありません。

国際的にもILOは2019年「仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約」を成立させました。仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害または乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であり、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と両立せず、容認できないものであることを認めています。また国連は2011年「ビジネスと人権に関する指導原則」を制定しています。2020年策定された日本における「ビジネスと人権」行動計画では、過剰・不当な労働時間規制やハラスメント対策、労働安全衛生の強化など職場や地域で活用できる中身が含まれています。また国連が進めているSDGsでもすべての目標にジェンダー平等を貫くことを求めています。

### 3.九州セミナー運動の特徴

私たちは九州セミナーを単に2日間のイベントに終わらせるのではなく、働く人びとの健康問題に関して、「学び・調査し・行動する」一貫した活動を粘り強く行ってきました。この一連の活動を私たちは「**セミナー運動**」と名付け、発展させてきました。さらにこうした活動を九州・沖縄の各県各地で着実な活動を行っている地域組織や労働組合・職場組織、患者、さらに医療機関や弁護士、学者・研究者などの専門家との**連携**の中で行ってきました。また働く人びとの健康問題の取り組みを「**予防**」と「**補償**」を**両輪**として発展させてきました。

九州セミナーの特徴は以下の7点に集約されると思います。

- ① 労働者・労働組合を中心として医師・医療従事者、弁護士、研究者、被災者の共同の取り組み、
  - ② 「働く人びとの健康権確立」を基本コンセプトに基づいて「学び、調査し、行動する」
  - ③ 地域持ち回り開催・現地実行委員会の活動
  - ④ 九州各地の労働者の健康問題に関する地域組織の結成と発展を促す。
  - ⑤ 九州全体を網羅するネットワーク化、
  - ⑥ 職場における専門家の育成。次世代育成に着手
  - ⑦ 恒常組織としての九州セミナー実行委員会と代表世話人会の強化
- 
- ① 労働者・労働組合を中心として医師・医療従事者、弁護士、研究者、患者・被災者の共同の取り組みが前進してきました。この取り組みはセミナー当日にとどまらず日常的にも強化発展されてきています。現地実行委員会では3～6回の事前学習会を開催し学ぶ活動の強化に努めてきました。アスベスト・じん肺・振動病掘り起こし健診の前進や過労死110番活動など相談活動や訴訟、学習教育と質の高まりを形成してきました。
  - ② 私たちは毎回働く人びとの健康問題の今日的課題を「**基本コンセプト**」として明確にして議論してきました。これまで「医療現場から見た働く人びとの健康」「病気を持った労働者の働く権利・休む権利」「安全と健康」「家族の幸せと労働者の家族的責任」「いのちと健康が大切にされる働き方」「失業者の健康の課題」「若者の働き方と健康」「格差社会における働く人びとの健康問題」「職場におけるメンタルヘルス対策」「貧困問題と働く人びとの健康」「子供の貧困からみえる大人の働き方」「職場のいじめ・パワハラ」「非正規労働者の働き方と健康問題」「ブラック企業社会における働くひとびとの健康権 まっとうな労働を取り戻そう」「働くルールを全ての学生・労働者が身に付け活用しよう」「子どもの貧困から見える親の働かされ方・働き方」「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」「働く人びとの健康を決定する社会的要因と対策」、そしてILO創立100周年にあたる2020年は、グローバル経済の進行のもとで働く人びとの国際的連帯を求め「国際的視点で考える、働く人びとの健康権」、コロナ禍の2021年には「コロナ禍と働く人びとの健康権」を開催し、「病気や障がいと労働」「性差別と人間らしく働く権利～ジェンダー平等を一緒に創ろう～」 「エッセンシャルワーカーの働き方と健康」など時宜にかなったテーマを取り上げてきました。
- さらに、2012年からは課題をさらに深める学習の場として毎年のセミナーとは別に「**課題別セミナー**」を開始しました。第1回目は「アスベスト大学習会2012」、第2回課題別セミナー「夜間労働・交代勤務と健康 24時間社会を考える」、第3回は2014年4月「過労死・過労自死、職場の精神障害を予防しよう！」第4回課題別セミナーを2015年6月「外国人労働者の健康権」を開催し、2019年5月には第5回課題別セミナー「感情労働と健康権」、2023年には第6回「ジェンダーと健康」を開催しました。
- ③ 九州各県各地での持ち回りによって九州セミナーを開催してきました。各地では地域の実情に応じ

た現地実行委員会を結成して準備にあたってきました。この実行委員会には「働く人びとの健康をまもる」という一致点で、労働戦線など「従来のワク」を越えた幅広い団体・個人が参加してきています。そしてセミナーを準備する1年間は職場の実態調査や学習講演会などを積極的に取り組んできました。健康アンケートの取り組みも積極的に行ってきました。若者を対象とした調査や病気休業制度の調査、さらにはハローワーク前での健康相談会など創意ある活動を行ってきました。最近では現地実行委員会事務局を若手中心に行うなど、働く人びとの健康権をまもる活動の次世代育成にも努めてきました。民医連などの医療機関も積極的な役割を果たしてきました。そして日常の医療活動を「働く人びとの健康を守る」視点で見直し、疾病の予防や職場復帰の問題点など新たな発見をしてきています。

- ④ 九州各地の労働者の健康問題に関する組織形成と発展を促してきました。2018年沖縄県で「働くもののいのちと健康を守る沖縄センター」が結成され、九州・沖縄すべての県に地域組織が結成され、創意ある粘り強い活動を繰り広げています。地域組織の活性化のために2012年からは学習会補助事業も開始しました。
- ⑤ セミナーで報告された実態をもとに九州全体を網羅するネットワーク運動も具体的に進めてきました。「放置された」職業病患者の救済は急務として、全九州規模の職業病掘り起こし健診網をめざして結成された「じん肺・振動病健診九州ネットワーク」はその典型例でした。民医連の職業病の健診や診療を行っている医師の研修と交流の場として「ドクターズネット・九州」が併せて結成され発展していることも特筆すべき活動です。
- ⑥ 職場における専門家の育成を積極的に行ってきました。労働衛生の専門知識を持つ活動家も増え労働安全衛生委員会活動の活性化が行われた職場の少なくありません。さらに働く人びとの健康を守る活動家育成のための先駆的取り組みである北九州労健連・ROUAN塾の教訓を共有してきました。
- ⑦ 最後にこの運動の中心を担ってきた恒常的組織としてのセミナー実行委員会と代表世話人会での討議の積み上げが大きな力を発揮してきました。

九州セミナー運動は「楽しくなけりゃ、九州セミナーじゃない」を合言葉に発展させてきました。この「楽しい」という言葉には3要素があると思います①社会的役割が発揮される②個人の存在が尊重される③柔軟な組織、変化に耐えうる、新しいことを吸収し得るということです。

「健康に、そして人間らしく働きたい」これは働く人びとの正当な権利です。今こそ自己責任論のりこえ人間らしく働くことが出来る職場・社会を創り、基本的人権として、健康で生き働く権利＝「健康権」を確立していく広範な運動が求められています。

職場や地域における安全・安心・健康文化を構築していく社会的なルールを創ることが今こそ重要であり、最優先課題というべきです。人間らしく働く事の出来る職場づくり、地域づくり、まちづくりは待ったなしの課題です。

2日間、大いに学びあい、語りあい、励ましあうセミナーとしましょう。

以上